

令和5年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年6月8日(木曜日)午前10時開議

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和4年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 令和5年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 那珂川町税条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 令和5年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 財産の取得について
(町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 5号 | 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業(整備工事)請負契約の締結について
(町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 6号 | 馬頭中学校校舎改修工事(B棟)第Ⅱ期請負契約の締結について
(町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 7号 | 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について
(町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 8号 | 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
(町長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭
上下水道課長	加藤博行	農業委員会事務局長	田角章
学校教育課長	加藤啓子	生涯学習課長	高瀬敏之

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	星学	書記	金子洋子
書記	奈良大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎報告第1号～報告第2号の一括上程、報告

- 議長（益子純恵） 日程第1、報告第1号 令和4年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第2、報告第2号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。
本件について報告を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。
一昨日、昨日と一般質問、本当に貴重なご提言等ありがとうございました。
それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和4年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第2号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を申し上げます。
令和4年度繰越明許費につきましては、令和5年第1回定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、国の補正予算措置による事業の前倒しや新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など年度内に完了できなかった事業について、地方自治法施行

令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明申し上げます。

令和4年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

その内容であります。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード推進事業は、戸籍事務連携機能の整備費として446万6,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が446万5,000円、一般財源が1,000円となりました。

5款農林水産業費、1項農業費、県単独農業農村整備事業は、健武地区の水利施設改修に係る経費として674万7,000円を繰り越したもので、その財源は県支出金が483万7,000円、一般財源が191万円となりました。

6款商工費、1項商工費、那珂川町プレミアム商品券発行事業は、プレミアム率20%の商品券発行事業費として2,000万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1,200万円、一般財源が800万円となりました。

7款土木費、2項道路橋梁費のうち、地方道路交付金事業は町道薬利後沢線、町道上郷須賀川線の道路改良に係る経費及び橋梁の修繕に係る経費として7,895万3,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が3,922万6,000円、地方債が3,000万円、一般財源が972万7,000円となりました。同じく町道改良舗装事業は、町道金谷線、町道小口長峰線の道路改良に係る経費として2,517万9,000円を繰り越したもので、その財源は地方債が1,900万円、一般財源が617万9,000円となりました。

9款教育費、1項教育総務費、入学・進学支援金交付事業は、令和5年度に入学、進学した児童生徒へ支援金を交付する経費として2,066万5,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1,400万円、一般財源が666万5,000円となりました。3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として9,920万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が2,407万1,000円、地方債が6,500万円、一般財源が1,012万9,000円となりました。

以上で一般会計繰越計算書の報告を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、下水道事業特別会計について補足説明申し上げます。

令和4年度那珂川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

その内容であります。1款下水道事業費、1項総務費、管路施設耐震対策事業は、下水道管路施設耐震補強工事の設計業務に係る経費として902万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が450万円、地方債が450万円、一般財源が2万円となりました。

以上で下水道事業特別会計繰越計算書の報告を終わります。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

以上で報告第1号、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（益子純恵） 日程第3、報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

令和4年度第22期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、源泉ポンプメンテナンスに伴います約2か月間の休業の影響もあり、入館者数は前期より約5,000人減の約8万6,000人で、売上高は約6,211万9,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた当期純損失は約432万2,000円となりました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に少しずつではありますが戻りつつありますので、今後は入館者数及び売上高の回復を図るためにも、サービス面での満足度を向上させ、お客様に何度も足を運んでいただけるような温泉施設を目指し、会社とも連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

別紙資料に基づき概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第22期決算報告書をご覧ください。

まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は963万8,995円、機械等の固定資産の金額は803万5,633円で、資産の合計金額は1,767万4,628円です。

負債の部、買掛金等の流動負債及び固定負債を合わせた負債合計額は871万9,768円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス2,104万5,140円で、うち繰越利益剰余金については8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス6,672万2,989円に、当期純損失432万2,151円を加えたマイナス7,104万5,140円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

5ページにお戻りください。

資産の部の合計は895万4,860円です。

続きまして、6ページに入ります。

6ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は6,111万9,778円で、うち入場料は2,984万2,850円です。これから売上原価1,206万1,881円と販売費及び一般管理費7,033万1,724円を差し引くと2,127万3,827円の営業損失となり、営業外収益1,627万6,972円を加え、雑損失を差し引きまして503万2,651円の経常損失となり、法人税等を差し引きまして432万2,151円の当期純損失となりました。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費3,260万1,097円です。経費3,773万627円で合計7,033万1,724円になります。

次に、8ページは先ほど申し上げました株主資本等変動計算書の内訳になります。

次に、9、10ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11ページ、12ページは役員監査結果等について記しております。

13ページからは令和5年度第23期事業計画及び収支計算書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、1点お伺いしたいと思います。

事業計画、令和5年度多く立てられておりました、素晴らしいなと思いますけれども、中間でのフォロー、あるいは役員会というのは、まず令和4年度は何回役員会を開催されたのか。また、令和5年度は何回ぐらい役員会を開催する予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度の役員会の回数ですが、5回開催しております。5月19日、8月19日、10月6日、12月27日、2月15日となっております。

今年度におきましては、先日の役員会の中で四半期には1回必ずやると、それ以外にも緊急がある場合には役員会を招集しまして、経営状況について判断するということになっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） ほかにありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 13ページの施設の管理運営に関してなんですが、（2）利用者等の要望の把握及び実現策についてということで、過去を振り返ってみると去年、おととしから意見の集約というんですか、意見箱を設置するようになっているんですが、主な意見というのが、もし聞ければ、どういう意見が寄せられているのかお聞きしたいと思うんですが、もし今日できなければ、また後ほどでもよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

要望書の中身、詳細については聞かされておませんが、利用者の中から例えば、げた箱の開閉がうまくいかないであるとか、洗い場のシャワーの数が少ないというような話があり、

それは支配人から直接聞いております。これらにつきましては、今後修繕できるものは修繕するなど、対応していきたいと考えております。

詳細については、後日議員にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（益子純恵） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第4、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されました。これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、令和5年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正理由であります。地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布され、一部を除き、令和5年4月1日に施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正内容について説明いたします。

第46条の給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第48条の法人の町民税の申告納付、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第98条のたばこ税の申告納付の手續、第101条のたばこ税に係る不足税額等の納付手續については、地方税統一QRコードに対応する納付書が施行規則様式に新設されたことに伴い改正するものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてで、法律改正に併せて適用期限を令和6年度から令和9年度に延長するものです。

附則第10条は、読替え規定についてで、令和3年度改正における法附則第64条を削除する改正規定が令和5年4月1日に施行されたことによるものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてで、法規定の新設に併せて大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設し、項ずれ等を整えるものであります。

次のページに移ります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてで、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定を新設し、これに伴い項ずれを整えるものです。

附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についてで、法律改正に併せて条例を改正するものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についてで、臨時的軽減措置に係る規定が削除されることに併せて削除し、またこれに伴い附則第15条の2の2、附則第15条の2の3及び附則第15条の2の4において条ずれを整える改正を行うものです。

附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例についてで、町税条例附則第15条の2の4が条ずれを整える改正を行ったことにより改正するものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についてで、臨時的軽減措置に係る規定が削除されることに併せて削除するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてで、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限を、50%軽減等の対象については3年間、25%軽減の対象については2年間延長し、さらに項ずれを整える改正を行うものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてで、附則第16条の改正に伴う規定の整備です。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてで、適用期限が延長されたことによる改正です。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてで、附則第26条が削除になったことによる改正です。

以上で改正内容について説明を終わります。

施行期日は令和5年4月1日です。

なお、参考資料2として、新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、承認第2号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第2号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方等を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種事業や、物価高騰に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金を給付する事業費を計上いたしました。

これら事業は速やかに実施する必要があるため、令和5年4月13日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

その補正額は3,100万円となり、補正後の予算総額は85億8,100万円となりました。

これらに要する財源は、国庫支出金、繰越金を充てることといたしました。

以上、令和5年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金の補正額は1,750万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

2項2目民生費国庫補助金の補正額は600万円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業に係るものであります。

3目衛生費国庫補助金の補正額は646万5,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は95万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

3款民生費、2項3目児童措置費の補正額は600万円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、物価高騰支援として令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯を対象とするもので、給付金を子ども1人当たり5万円支給するための経費で、需用費、役務費は周知用チラシ等の発送に係る封筒の印刷及びその郵送費など、委託料はシステム改修費、負担金補助及び交付金は100名分の給付金であります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は2,500万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象とした新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費として、報酬、共済費、旅費は会計年度任用職員1名を雇用する経費、職員手当は職員の時間外勤務手当など、需用費、役務費は接種券の作成やその郵送費など、報償費及び委託料は接種対象者を6,400人見込んだ集団接種及び個別接種の経費であります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の専決処分の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、「町長は市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております大金美江氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して大金美江氏を推薦したいと存じます。

大金美江氏は、令和2年10月1日から人権擁護委員を1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また地域においても人望厚く、人格識見ともにも申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、大金美江氏、佐藤明彦氏、蓮見和恵氏、小祝邦之氏、郡司広美氏、川上弘之氏、山口雅夫氏の7名ですが、2期目再任として大金美江氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第2号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されました。

今回の改正は、施行期日が令和5年7月1日以降の条例について一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、森林環境税の導入に伴う改正となっております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正理由であります、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、施行期日が令和5年7月1日以降となる税条例等の一部を改正するものです。

次に、3の改正内容について説明いたします。

今回は施行日が異なりますので、3条立てとなっております。

初めに、令和5年7月1日が施行日となる第1条関係について説明いたします。

第82条は、種別割の税率についてで、地方税法施行規則改正により、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外する改正を行うものです。

次に、令和6年1月1日が施行日となる第2条関係について説明いたします。

第2条については、本則の部分は森林環境税の導入に伴う改正であります。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてで、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴い改正するものです。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法等についてで、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するなどの改正を行うものです。

第41条は、個人の町民税の納税通知書についてで、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するなどの改正を行うものです。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についてで、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するなどの改正を行うものです。

次のページに移ります。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについてで、地方税法第321条の7第2項が改正されたことなどにより改正を行うものです。

第47条の2は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収についてで、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定するなどの改正を行うものです。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについてで、地

方税法第321条の7の10第2項が改正されたことなどにより改正を行うものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてで、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてで、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。

次に、令和7年1月1日が施行日となる第3条関係について説明いたします。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書についてで、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する条文を追加し、これに伴い項ずれを整えるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第3号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰支援事業費や、小中学校のスクールバスに車内置き去り事故防止装置を設置する経費などを計上するものであります。

その補正額は1億1,300万円となり、補正後の予算総額は86億9,400万円となりました。

歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は、民生費で、物価高騰支援として、令和5年度住民税非課税世帯に対し1世帯3万円の給付事業のほか、18歳までの子を持ち、住民税が課税されている子育て世帯に対し子ども1人当たり3万円の給付事業費に9,953万8,000円を計上しました。

第2は、衛生費で、物価高騰支援として、1歳以下の子を持つ子育て世帯に対して赤ちゃん用おむつ等の購入補助としてクーポンを発行する事業費に484万9,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国支出金のほか寄附金、繰越金、諸収入を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は7,115万円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰支援事業に係るもの。

6目教育費国庫補助金の補正額は149万6,000円の増で、公立学校送迎用バス安全装置装備支援事業費は、小中学校のスクールバスに安全装置を設置する事業に係るものであります。

18款寄附金、1項4目教育費寄附金の補正額は10万円の増で、社会教育費寄附金は、図書館の図書購入に係るものであります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,638万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は387万2,000円の増で、デジタル基盤改革支援補助金は、ガバメントクラウドへの移行に向け、基幹系システムの標準化支援に関わるものであります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項1目企画総務費の補正額は387万2,000円の増で、行政システム費は、ガバメントクラウドへの移行に向け、基幹系システムの標準化支援業務委託費であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は5,400万円の増で、低所得者世帯物価高騰支援給付金は、物価高騰支援として住民税非課税世帯へ1世帯3万円を給付する事業で、職員手当等は時間外勤務手当、需用費、役務費は確認書の発送経費及び口座振込手数料など、委託料はシステム改修費など、負担金補助及び交付金は1,700世帯への交付金であります。

2項3目児童措置費の補正額は4,553万8,000円の増で、児童措置費諸費は、物価高騰支援として子育て世帯へ子ども1人当たり3万円を給付する事業で、需用費、役務費は確認書の発送経費及び口座振込手数料など、負担金補助及び交付金は住民税非課税世帯を除く1,500人分の給付金であります。

9ページに入ります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は484万9,000円の増で、母子保健事業費は、物価高騰支援として1歳以下の乳児を持つ子育て世帯に対して乳児1人当たり3万円分のおむつ等購入クーポンを150人分発行する事業で、需用費、役務費はクーポンの印刷やその発送経費、委託料は店舗へのクーポン取扱委託料であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は158万1,000円の増で、会計年度任用職員を1人雇用する経費であります。

2項1目小学校学校管理費の補正額は238万円の増で、学校管理諸費は、スクールバス内の置き去り防止措置として小学校のスクールバス14台に安全装置を設置する工事費であります。

3項1目中学校学校管理費の補正額は68万円の増で、学校管理諸費は、スクールバス内の置き去り防止措置として中学校のスクールバス4台に安全装置を設置する工事費であります。

4項3目図書館費の補正額は10万円の増で、図書館管理運営費は、寄附による図書館用図書を購入費であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、議案第4号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得する財産は消防ポンプ自動車で、第1分団第2部、馬頭、室町地区及び第1分団第4部、馬頭、田町地区に配備するものです。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、5月23日入札を実施いたしました。

その結果、合資会社渡辺商店が4,510万円で落札し、法定費用等19万8,700円を加え、4,529万8,700円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第4号をご覧ください。

取得する財産、消防ポンプ自動車2台。

契約の方法、指名競争入札。

取得価格、4,529万8,700円。

契約の相手方、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員、渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、指名競争入札により4社を指名し、5月23日入札を実施いたしました。開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は4,204万円であり、落札率は97.52%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月29日に締結いたしました。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額4,100万円に消費税相当額410万円を加えた4,510万円が落札価格となります。

落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用19万8,700円を加えた4,529万8,700円が契約書記載金額となります。

納期については令和6年3月11日としました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 1点だけお尋ねいたします。

今回2台のポンプ車が入ります。そうすると、2台のポンプ車が廃車になります。この廃車の方法はどのようになっているのか。

私が考えているのは、昔、東南アジアにポンプ車を送ったことがあると記憶しております。どのような方法で廃車をしているのか、今回はどのようにしたのかお願いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の入札に当たりまして、仕様書におきまして、車両の廃車に係る費用につきましては契約の相手方である受注者の負担となっておりますので、契約の金額に含まれてございます。

なお、以前東南アジアに送ったことがあるということでございますけれども、現在は費用が町負担になるということで聞いてございます。現在は、ポンプ自動車につきましては廃車している状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 小川洋一議員。

○12番（小川洋一） そうすると、契約内容に最初から廃車のことも入っていて、それを了解した上で今回の契約をしている、ほかの4社とも廃車を含めての契約ということになっているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の入札に当たりましては、先ほど答弁したとおり、仕様書に書かれてございますので、

4社ともその内容につきましては知っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第5号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

業（整備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月10日に開札を行いました。

その結果、日本電通株式会社、代表取締役社長、戸谷典嗣が9億7,570万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は那珂川町ケーブルテレビ施設の老朽化や防災面等の課題に対応するため、ケーブルテレビ網を既存の同軸ケーブルから全線光ケーブルに切り替える工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第5号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、9億7,570万円。

契約の相手方、大阪府大阪市港区磯路2の21の1、日本電通株式会社、代表取締役社長、戸谷典嗣です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、3月20日に低入札価格調査制度対象工事として入札公告を行い、4月26日を締切日として入札参加申請を受け付けました。

その後、5月9日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立会いの下、5月10日に開札を行いました。

開札結果は入札経過書一覧のとおりであります。

最低入札者が低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格における基本調査を実施したところ、基本調査の内容に適合しない項目があったため、最低入札者である富士

通ネットワークソリューションズ株式会社を失格といたしました。

先日の結果を受け、次順者である日本電通株式会社を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月12日に日本電通株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は9億6,270万円であり、落札率は92.13%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月18日に締結いたしました。

裏面の次ページに移ります。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額8億8,700万円に消費税相当額8,870万円を加えた9億7,570万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那珂川町内です。

工事概要は、局舎設備1式、送受信設備1式、線路設備1式、端末設備1式、電源設備1式、監視装置1式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和6年3月25日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 今回は低入札価格調査制度を取り入れると事前に通知して入札を行ったということなのですが、この価格以下は調査になりますよという、その価格は幾らに設定されたのか伺います。

それから、この第1期整備工事で、今年度からケーブルテレビ施設光化が始まるんですが、この第1期整備事業の概要もお知らせいただきたいと思います。

それから、この低入札価格調査を取り入れたことによって、最低制限価格というのは、それがイコール低入札調査の価格ということで理解してよろしいのか伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

低入札調査基準価格は幾らだったかということでございますけれども、8億8,568万円で

ございます。

それと、最低入札価格と低入札調査基準価格は同じであるかということでございますけれども、これは同じ価格でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 私からは、第1期の概要についてご説明を申し上げます。

先ほど申したように、局舎設備、送受信設備、こちらはケーブルセンター本体で行う工事になります。線路、端末等々の設備工事につきましては、今回1期ということで、3期に分けてございます。今回につきましては、馬頭東部地区になります。来年、残りの馬頭西部地区、3年目が小川地区ということで、1期の概要は以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

○9番（益子明美） その最低制限価格イコール低入札調査基準価格ということなんですが、落札率92.13%ということですから、かなり高い最低制限価格、最低入札基準ということだと思っておりますけれども、この基準の設け方をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

基準の算出方法につきましては、低入札価格調査制度の事務処理要領により、算出をしております。直接工事費、また共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれ係数を掛けた価格が低入札調査基準価格としてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 全協のときにもいろいろ質問をさせていただいたんですけれども、前々で言っていた最低制限価格、それを下回っているのが2は失格という説明があったわけですが、具体的にどこがどうまずいのか、この価格では工事はできないのか、そういうことが理解で

きるまでの説明がありませんでした。

2つの入札参加者を比べると、5,700万円の差があります。これは非常に大きいと思います。安いほうでできないのか、どうしてもできないのかというのをきちんと説明できなければ、私は町のためには安いほうがいいと思いますので、この案件については反対をいたします。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の締結については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第11、議案第6号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第Ⅱ期請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第Ⅱ期請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月10日に開札を行いました。

その結果、鈴木建設株式会社が8,150万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として、老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第6号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第Ⅱ期。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、8,965万円。

契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木雅仁です。

参考資料をご覧ください。

入札の経過ですが、4月5日に低入札価格調査制度対象工事として入札公告を行い、4月26日を締切日として入札参加申請を受け付けました。

その後、5月9日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立会いの下、5月10日に開札を行いました。

開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、低入札調査基準価格を下回っていた2社に対して低入札価格における基本調査を実施したところ、基本調査の内容に適合しない項目があった那須土木株式会社、株式会社クオリートを失格といたしました。

先日の結果を受け、次順者である鈴木建設株式会社を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月12日に鈴木建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は8,315万円であり、落札率は98.01%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月23日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

次に契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額8,150万円に消費税等相当額815万円を加えた8,965万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭2558番地10です。

工事概要は、改修建物B棟。鉄筋コンクリート造、3階建て、1,579平方メートルで、建築工事1式、電気設備工事1式、機械設備工事1式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和5年12月8日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 低入札調査基準価格ということで、それに合格していない2社が失格ということになっていますけれども、例えば3ページの工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ということで分かれていますけれども、どの工事がこの金額ではできないと判断されたか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

低入札価格調査での調査でございますけれども、これは事務処理要領によりまして、工事費内訳書の内容を項目ごとに、それぞれ定められた率で得た額以上であるかどうかというのを数値的に判断した内容で、各項目が適合するか否かということ进行调查した内容でございます。議案書にある契約の工事概要の内容の項目ではございません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私たちは専門家じゃないので、よく分からないんですけども、例えば建築工事、電気設備工事、機械設備工事のどこがこれではできないと判断したのではなくて、全体的になんででしょうか。それとも、それぞれの項目で何項目にもわたって基準以下だと判断したのか、1か所とか2か所とか数か所だけ基準に合っていないということで失格にしたのか、どちらなんでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

項目の内容でございますけれども、直接工事費の額、共通仮設費の額とそれぞれ定められた額で得た額以上であるかどうかということで、今回は適合しなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 失格になった2社なんですけれども、この2社はあまり入札金額が変わっていないんですが、その2社と、上にあります4社の差がかなり大きいんですよね。これはどんなところに違いがあると判断しているんでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

入札書記載金額の差が大きいのではないかとということでございますけれども、これは入札の結果で、このような形になったということでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 本入札に関する低入札調査基準価格はお幾らですか。伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

調査基準価格でございますが、7,632万円でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 今年度から低入札価格基本調査をかける一般競争入札を入札方法として取り入れているわけなんですけど、今までは入札だとなかなか調査が難しいということがあったりしたんですけど、今回この制度を取り入れたことで、町としては専門的というのか、どういった準備をしたのか伺います。

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

低入札価格制度の導入につきましては、国、総務省及び国交省のほうから令和4年3月に、要するにダンピング対策のさらなる徹底に向けてという形で通知が来ております。

それを受けまして、町は県に準じて制度を作っているわけなんですけれども、国、県のほうで係数等の見直し、この通知の中で国が示したケースをそのまま県は使っているというところで、町も昨年8月に要綱を改正して、ホームページ上でお知らせしているところですが、国、県で使った係数を使わせていただいているというところで本格的に低入札価格制度を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） この低入札基本調査というのは、制度をぜひ取り入れてダンピング防止に努めてくださいということ saying だったので、この制度を導入して入札することに全く異議はないんですが、なぜそういった入札をしなかったんですかと言ったときに、要するに職員の専門性ということ当時の副町長が述べられていたので、そういったことは整って、きちんと入札に対してこの基本調査ができるようになったのか、ということを知りたいわけなんですけれども、そういった部分では、県の要綱に沿った基準にしたということなんです、それだけでこの低入札価格基本調査というのを取り入れて入札できるなら、もっと早くできていたのではと思ったものですから、その辺を詳しく教えていただければなと思います。

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、以前から低入札価格制度の導入についてはご指摘をいただいたところでありますが、先ほど申したとおり国のほうからさらなる強化というところもありまして、本格的な導入について、勉強をさせていただきまして、昨年度1件、今年度2件ということで、導入できる体制を整備してこの制度を活用している状況でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第Ⅱ期請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第12、議案第7号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、日程第13、議案第8号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、議案第7号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第8号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村総合事務組合は、県内の市、町の地方公共団体や広域行政事務組合など各種事務組合が退職金や公務災害に関する事務を共同で行うため、平成18年4月に設立された団体であります。

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、同日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退させ、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少する規約を変更するものであり、佐野地区衛生施設組合が脱退後の構成団体を38団体とするものです。

また、佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合から脱退することとなるため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、栃木県市町村総合事務組合規約第4条第3号に規定する退職手当支給の事務に係る財産処分について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものがあります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては議案名をお示してください。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第7号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和5年第2回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前 11 時 48 分